

## 第2回 流域の水環境改善プログラム評価検討会

### 議事要旨

日時：平成15年12月12日(金)15:30~18:00

場所：国土交通省 合同庁舎3号館1階A会議室

流域の水環境改善プログラム評価書(案)について、以下のとおり質疑応答がされた。

- ・第5章は、ケーススタディ等で評価した点のどの点からまとめられているのか、論証のし方に工夫が必要である。
- ・第4章の3河川でのケーススタディについて、第5章と同じように「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点からまとめを書くのと繋がりがよく、読みやすい。
- ・4.1.4の「河川事業、下水道事業以外の地域住民の取り組みや関連機関の取り組みについては、定量的な目標設定がなされていないため、成果を検証できなかった」との記載では、せっかく取り組みがあったのに無かったと誤解されてしまうため、「実際には取り組みはあったが、定量的な評価はできなかった」との記述が適当である。
- ・第5章<政策の有効性>の目標を達成できていない要因については、目標が達成されなかった理由について、もっと具体的に書き込むべきである。

記述について工夫する。

- ・政策の効率性については、もう少し定量的に、河川浄化技術を含めた清流ルネッサンス21というプログラムがどう効率的であったのか検討すること。
- ・河川浄化の効果がまとめの所にあまり書いていない。定量的に書くべき。
- ・目標を達成したところはどういう組み合わせの事業を行ったのか。そうした情報が読めない。

ケーススタディにおける分析の記述において、浄化効果、効率性などを書き加える。

- ・河川浄化施設は、想定したBODよりも流入水がきれいになると除去効果が薄れるが、これは目標達成できない要因や、政策の組み合わせの問題として、課題事項になるのではないかと。「5.まとめ」にそうした記述がない。
- ・2章の内容が「5.まとめ」に反映されていない。個別技術の評価をまとめに反映してほしい。

「清流ルネッサンス」という施策を評価することから、個別技術は各流域の計画を立てる前提技術として、2章で取り扱った。

- ・事務局(案)は、1.3.2に書いてあるように、全国河川と清流ルネッサンス河川の比較や、アンケートや、ケーススタディをもって評価するという立場をとっている。
- ・技術の評価は全く別のところに成果としてまとめるべき。プログラムの評価としては、このよう形で、清流ルネッサンス21という政策が実施されたことで水環境改善にどれくらい貢献できたか、に限って総合的に評価する方がいいのではないかと。

- ・ どうしてこうした課題が出てきたかが重要。清流ルネッサンス 21 をやったことが、下水道の接続率や普及率に対してどうだったのか、そこまで踏み込まないと評価にならない。
- ・ 具体的にどうしたらいいか。「もしなかったらどうで、あったからどうだった」という評価があるといいが、なかなか現実には難しい。
- ・ 下水道への接続率であれば、「清流ルネッサンスによって接続率が上がったか上がらないか」という点と、「接続率を上げるために政策として何をやったのか」がある。政策として、国レベルで下水道管理者に何を要請したか、自治体がどういう取り組みをしたか。そうした中身を把握していればそのことを書く。していなければ「していない」と評価書に書けばよい。
- ・ 排水規制等の地方公共団体の取り組みなどは権限がない話である。どういう問題意識をもってどういう取り組みを間接的に働きかけるのか、等が事態突破につながる。  
清流ルネッサンス 21 における取り組みはその地域の自主性に任せているので、接続率向上に向けてこれこれをしなさいという指導はしていない。接続率向上を目標に掲げ取り組んでいた協議会もあるがその中身の分析までには及んでいない。制度的なことも押さえた上で、接続することによる効果など住民に説明できているか、今後の政策に反映できるように具体的に書く。
- ・ より具体的な原因分析を行うことを 1.3.2 に書いておく。わからないものはわからないと書けばいい。どこまで突っ込んだ議論をしたか書いておくことが政策評価である。
- ・ p87 の「計画制度の創設」とはどのようなものか。  
例えば、高度下水処理水の上流還流を行う際に、地方公共団体の境界を超えて上流に持っていくには制度的な問題があってもなかなかできない。河川管理者が間に入ってやっていくことなどが考えられる。
- ・ 新たにつくるなら、現在の制度や枠組の、可能な点、困難な点を評価し、それに対して、こんな制度があれば可能になるということが書けないか。  
例えば、行政と住民で NPO を立ち上げ、NPO が地域の水環境改善に積極的な働きかけをする。行政は NPO を支援する。そうした仕組みなど検討したい。
- ・ 清流ルネッサンスは任意の取り組みである。計画制度の創設は法律づくりをするのかなと思うし、法律がなくても今までどおり任意でいけばいいとも思う。  
一般論として、問題あるもの、すぐにできるものもある。いろいろな障害の中で可能性を検討したい。河川法の改正に伴い「河川環境の整備と保全」が目的として加えられたが、河川法だけでは担保できない。特に都市部では下水道と連携した計画が必要である。
- ・ まとめの再構成と、原因究明を 3 章、4 章に書き込むことを中心に修正すること。

以上